



### 質問1

年末の棚卸をしたところ、在庫薬品のなかに破損や変質して使用できなくなったものがありました。この使用不能の薬品は損失に認められるのでしょうか。

**回答** 一般には期末棚卸の評価損を通じて必要経費に算入されます。

医薬品などの棚卸資産について生じた損失は、一般には期末棚卸高の評価により売上原価の計算を通じて必要経費に算入されることとなりますので、その損失額を特に採り上げて必要経費とする必要はありません。すなわち、その分だけ期末棚卸高を減価することによって、売上原価が同額増加することになるからです。

医薬品の場合は、ものがものだけに、変質してしまったり、あるいはついうっかりして有効期間が経過してしまったりしたものは、通常廃棄処分をします。この廃棄されたものは、代金が入ってきた薬品の売上原価ではありませんが、その原価を増額することによって、その損失の計算をすることができます。つまり、廃棄された薬品の仕入原価は、その売上がなくとも、売上原価に算入されることによって費用となるわけです。

薬品以外の一般の棚卸資産は、その選定した評価方法で評価することになっていますが、棚卸資産について次のような事実が生じたときは、その事実の生じた日に属する年の12月31日の時価をその取得価額としてその棚卸資産を評価できることになっています。

- (1) 棚卸資産が災害により著しく損傷したこと
- (2) 棚卸資産が著しく陳腐化したこと
- (3) (1)および(2)に準ずる特別の事実があること

したがって、棚卸資産で、破損・きず・棚ざらしなどのために通常の方法では使用できなくなったものについては、(3)の特別の事実に該当する棚卸資産に該当しますから、年末の時価で評価しても差し支えありません。

北海道医師会 育児サポート事業のご案内

## 病児・病後児の預り時に、 ぜひご利用ください!

北海道医師会が利用料金の一部を負担する、会員限定の利用券での支払いが可能です。



子育て中の医師の仕事と家庭を  
両立するためのサポートです。

お問合せ先

一般社団法人 北海道医師会 事業第三課

〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目 FAX 011-231-7272

TEL 011-231-7300 E-mail josei-dr-shien@m.dou.jp

